

議案第 4 1 号

羽曳野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 8 年 6 月 4 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

## 提 案 理 由

令和 7 年度税制改正における給与所得控除の引上げにより従前は市町村民税の課税者であったが令和 8 年度は非課税者とされる者が生ずることによる保険料の減収を避けることを目的として、当該者を課税者として取り扱う介護保険法制上の調整が行われたところ、これに伴い、単に非課税枠の範囲内で労働時間を増やしたに過ぎない者等が課税者として取り扱われ、令和 8 年度の保険料が昨年度の保険料と比較して増額される者が生ずることから、その影響を緩和する減免措置を設けるほか、所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

## 羽曳野市介護保険条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市介護保険条例(平成 12 年羽曳野市条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 115 条の 47」を「第 115 条の 49」に改める。

附則に次の 1 条を加える。

(令和 8 年度分の保険料の減免の特例)

第 11 条 市長は、第一号被保険者の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 5 条第 1 項の規定の適用について、当該第一号被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 12 条第 1 項の規定にかかわらず、当該第一号被保険者に係る令和 8 年度分の保険料を減免する。

(1) 当該第一号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに令附則第 25 条第 1 項の規定により令和 8 年度分の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による市町村民税が課されている者とみなされる者(令和 7 年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者に限る。以下「第 1 項みなし課税者」という。)がある場合

(2) 令附則第 25 条第 2 項の規定により令和 8 年度分の同法の規定による市町村民税が課されている者とみなされる者(令和 7 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者に限る。以下「第 2 項みなし課税者」という。)である場合

2 前項の規定により減免する額は、当該第一号被保険者に係る令和 8 年度分の保険料の額から第 1 項みなし課税者及び第 2 項みなし課税者に令附則第 25 条第 1 項又は第 2 項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき第 5 条第 1 項各号に掲げる区分に係る保険料の額を控除して得た額に相当する額とする。

3 第 1 項の規定による減免を行う場合には、第 12 条第 2 項の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の改正規定は、公布の日から施行する。

羽曳野市介護保険条例 新旧対照表

新	旧
<p>(保健福祉事業)</p> <p>第 3 条 本市は、次に掲げる保健福祉事業(法第 115 条の 49 の規定に基づく保健福祉事業をいう。)を必要に応じて行うものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>第 4 条～第 19 条 省略</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条～第 10 条 省略</p> <p>(令和 8 年度分の保険料の減免の特例)</p> <p>第 11 条 市長は、<u>第一号被保険者の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 5 条第 1 項の規定の適用について、当該第一号被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 12 条第 1 項の規定にかかわらず、当該第一号被保険者に係る令和 8 年度分の保険料を減免する。</u></p> <p>(1) <u>当該第一号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに令附則第 25 条第 1 項の規定により令和 8 年度分の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による市町村民税が課されている者とみなされる者(令和 7 年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者に限る。以下「第 1 項みなし課税者」という。)がある場合</u></p> <p>(2) <u>令附則第 25 条第 2 項の規定により令和 8 年度分の同法の規定による市町村民税が課されている者とみなされる者(令和 7 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者に限る。以下「第 2 項みなし課税者」という。)である場合</u></p> <p>2 <u>前項の規定により減免する額は、当該第一号被保険者に係る令和 8 年度分の保険料の額から第 1 項みなし課税者及び第 2 項みなし課税者に令附則第 25 条第 1 項又は第 2 項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき第 5 条第 1 項各号に掲げる区分に係る保険料の額を控除して得た額に相当する額とする。</u></p> <p>3 <u>第 1 項の規定による減免を行う場合には、第 12 条第 2 項の規定は、適用しない。</u></p>	<p>(保健福祉事業)</p> <p>第 3 条 本市は、次に掲げる保健福祉事業(法第 115 条の 47 の規定に基づく保健福祉事業をいう。)を必要に応じて行うものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>第 4 条～第 19 条 省略</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条～第 10 条 省略</p>